

第 79 回家畜人工授精に関する講習会（牛・豚）開催要領

第 1 開催目的

家畜改良増殖法第 16 条第 2 項の規定に基づき、家畜人工授精師を養成するために、この講習会を開催する。

第 2 開催月日（牛・豚共通）

令和 8 年 8 月 18 日（火）から令和 8 年 9 月 4 日（金）（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び 9 月 3 日（木）を除く。また、豚においては、8 月 21 日（金）及び 9 月 2 日（水）を休講日とする。）

第 3 開催場所

(1) 牛講習会

令和 8 年 8 月 18 日（火）から 8 月 21 日（金）まで並びに 9 月 4 日（金）

静岡県立農林環境専門職大学 住所：磐田市富丘 678-1

令和 8 年 8 月 24 日（月）から 9 月 2 日（水）まで

静岡県畜産技術研究所 住所：富士宮市猪之頭 1945

(2) 豚講習会

令和 8 年 8 月 18 日（火）から 8 月 20 日（木）まで並びに 8 月 28 日（金）及び 9 月 4 日（金）

静岡県立農林環境専門職大学 住所：磐田市富丘 678-1

令和 8 年 8 月 24 日（月）から 8 月 27 日（木）まで並びに 8 月 31 日（月）から 9 月 1 日（火）

静岡県畜産技術研究所中小家畜研究センター 住所：菊川市西方 2780

第 4 講習科目及び日程

別紙 1 のとおり

第 5 受講予定人員

牛 7 名程度

豚 5 名程度

第 6 修業試験

日程 令和 8 年 9 月 4 日（金）

場所 静岡県立農林環境専門職大学 住所：磐田市富丘 678-1

第 7 受講資格

次に掲げる(1)から(7)までの全てに該当する者であること。

- (1) 家畜改良増殖法、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）、獣医師法、獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）若しくは家畜商法（昭和 24 年法律第 208 号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (2) 心身の障害により家畜人工授精師の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者でないこと。
- (3) 麻薬若しくは大麻の中毒者でないこと。
- (4) 家畜伝染病予防法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、獣医師法、獣医療法若しくは家畜商法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者（(1)に規定される者を除く。）でないこと。

- (5) 家畜改良増殖法又は同法に基づく命令の規定に違反した者（(1)に規定される者を除く。）でないこと。
- (6) 以下のア又はイにおいて指定する科目を全て修めた者又はそれと同等若しくはそれ以上の免除科目を有する者
- ア 静岡県立農林環境専門職大学
農学概論：2単位 家畜飼養学：2単位 家畜育種繁殖学：2単位
飼料総論：2単位 家畜生理解剖学：2単位 人工授精論：2単位
圃場実習(畜産)：2単位 生産マネジメント実習Ⅰ(畜産)：4単位
- イ 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部
畜産概論：2単位 飼料総論：2単位 家畜飼養：2単位
家畜育種繁殖：2単位 家畜生理解剖：2単位 圃場実習Ⅰ(畜産)：4単位
圃場実習Ⅱ(大家畜)：6単位又は圃場実習Ⅱ(中小家畜)：6単位
- (7) 各講習会場の衛生基準等を遵守し、講習に参加する者であること。

第8 受講申込みの手続

受講を希望する者は、申込書（別記第1号様式）に受講手数料22,800円分の静岡県収入証紙を添付のうえ、次の書類を添えて、別紙2の居住地を管轄する家畜保健衛生所に提出すること。

- (1) 静岡県立農林環境専門職大学在学の者は、学科習得証明書（別記第2号様式）又は成績証明書
- (2) (1)以外の者は、免除科目の取得を証明できる各大学等の発行する成績証明書

第9 提出期限

令和8年7月21日（火）（郵送の場合は当日必着）

第10 その他

(1) 講習会テキスト

本講習会では（社）日本家畜人工授精師協会発行の「家畜人工授精講習会テキスト」に沿って講習を進めるため、テキストについては、各受講者が購入し、講習会に持参すること。

【テキスト問合せ・購入先】

（一社）日本家畜人工授精師協会

〒135-0041 東京都江東区冬木11-17 イシマビル17階

電話番号：03-5621-2070 FAX：03-5621-2077 E-mail:info@aiaj.lin.gr.jp

テキスト名 家畜人工授精講習会テキスト 家畜人工授精編

テキスト代 9,000円（振込手数料本人負担・送料は協会負担）

(2) 持ち物

牛講習会については、実習の際に直腸検査用カップ、長靴（原則として未使用のもの）、実習用白衣（つなぎ）等が必要となるため、各自用意すること。なお、直腸検査用カップについては貸出も行う。

豚講習会については、実習に用いる作業着や長靴等は、講習場所で用意したものを利用すること。

なお、その他、各自準備が必要なものについては、受講決定後に別途改めて周知する。

(3) 講義・実習・修業試験の追加実施

講義及び実習を欠席した場合は、いかなる理由であっても、講義及び実習の追加実施はしない。

ただし、修業試験において、インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症に罹患し、もしくはこれらの感染が疑われ、第6の日程で試験を受験できなかった場合は、修業試験を追加で実施し、これに受験することができる。追加実施する修業試験の日程等については、畜産振興

課長が別に定める。

(4) 保険の加入

実習期間中の事故に備え、受講者は保険に加入してください（既に保険に加入している場合は、別途加入の必要はありません）。

(5) 防疫上の遵守事項

1) 牛講習会を受講する方

- ・実習日当日の他の畜産関連施設等への立入りや、一週間以内の海外渡航は控えてください（衛生管理区域内への立入りを控えていただきますので、実習を受けることができません）。
- ・実習期間は、他の施設の家畜との接触を避けてください（自宅が畜舎と同一敷地内の方においては、各自別に滞在施設の御用意をお願いします）。
- ・実習中は、新品又は洗濯済の清潔な衣類を着用してください。

2) 豚講習会を受講する方

- ・実習日の 48 時間以内に、他の畜産関連施設等に立ち入ることはしないでください。また、一週間以内の海外渡航は控えて下さい（衛生管理区域内への立入りを控えていただきますので、実習を受けることができません）。
- ・実習期間は、他の施設の家畜との接触を避けてください（自宅が畜舎と同一敷地内の方においては、各自別に滞在施設の御用意をお願いします）。
- ・他の畜産関連施設で使用した衣類等及び過去 4 ヶ月以内に海外で使用した衣類等の着用はしないでください。

第 11 問合せ先

静岡県経済産業部農業局畜産振興課

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6（静岡県庁） 電話番号：054-221-2705（直通）

附 則

この要領は、静岡県経済産業部農業局畜産振興課長の承認のあった日（令和 8 年 5 月 19 日）から施行する。

別記第1号様式

講習会受講申込書

令和 年 月 日

静岡県知事 ○○ ○○ 様

本籍地
住所
氏名
生年月日

家畜改良増殖法第16条第2項に規定する講習会を受講したいので、家畜改良増殖法施行細則第2条の規定により申し込みます。

1 講習会に係る家畜の種類

2 家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の別

家畜人工授精に関する講習会

別記第2号様式

学 科 目 取 得 証 明 書

受講者住所

受講者氏名

大学で履修した 学科目名	修めた単位 又は時間数	修めた年月日	備考

頭書の者は、上記のとおり学科目を履修し、所定の単位（時間）を修めたことを証明する。

令和 年 月 日

学校所在地

証明者職氏名

家畜保健衛生所所在地一覧

名 称	管轄市町
東部家畜保健衛生所 〒419-0114 田方郡函南町仁田 101 TEL 055-978-3131	富士宮市・富士市・沼津市 三島市・熱海市・伊東市・御殿場市 裾野市・小山町・長泉町・清水町 伊豆市・函南町・伊豆の国市 東伊豆町・河津町・下田市 南伊豆町・西伊豆町・松崎町
中部家畜保健衛生所 〒427-0007 島田市野田 1120-1 TEL 0547-37-1160	静岡市・焼津市・藤枝市 島田市・牧之原市・吉田町 川根本町
西部家畜保健衛生所 〒431-3111 浜松市中央区中郡町 392 TEL 053-434-2921	掛川市・袋井市・磐田市 御前崎市・森町・菊川市 浜松市・湖西市